

## 中央区役所窓口サービス課業務人材派遣プロポーザルに係る質問への回答

令和3年6月22日  
新潟市中央区役所  
窓口サービス課

以下のとおり回答します。

質 疑 事 項	回 答
市の業者選定登録に委任状を提出しており、入札参加資格の権限について代表者を東京の社長から新潟支社の支社長へ委任しております。今回の提出書類の代表者項目はすべて新潟支社の支社長名で差し支えないでしょうか。	今回のプロポーザルに関する提出書類の代表者項目はすべて新潟支社長名で問題ございません。 入札参加資格者名簿登録時に提出していただいた委任状を確認したところ、委任事項に「その他契約に関する一切の件」との記載があり、今回の公募に関する提出書類の作成権限についても委任事項の中に含まれると判断いたします。

## 中央区役所窓口サービス課業務人材派遣プロポーザルに係る質問への回答

令和3年7月1日  
新潟市中央区役所  
窓口サービス課

以下のとおり回答します。

	質 疑 事 項	回 答
1	1階及び2階でございます、インフォメーション窓口は、今回の仕様書の業務の対象に含まれておりますでしょうか。	今回の仕様書の業務の対象に含まれません。
2	「市民に不快感を与えない身だしなみ」とございますが、制服等をお借りする事はできるのでしょうか。または、派遣元の管理として、制服で統一することなく、一般的なビジネスカジュアルでも問題ございませんでしょうか。	制服を着用する必要はありません。市民に不快感を与えない一般的な服装で問題ありません。

中央区役所窓口サービス課業務人材派遣プロポーザルに係る質問への回答

令和 3 年 7 月 1 日  
新潟市中央区役所  
窓口サービス課

以下のとおり回答します。

	質 疑 事 項	回 答
1	実施要領に記載されている 8,326 時間はどのように積算された数値でしょうか？（仕様書に記載されている令和 3 年度の稼働時間を足上げた場合の数値とは異なる認識です）	実施要領に記載されている通常勤務時間の内訳ですが、令和 3 年 10 月から令和 4 年 3 月までの間に常時勤務する 8 人が平日 119 日 8 時間勤務するとして 7,616 時間。また、届出申請チームの繁忙期における 2 名の増員分、及び郵送証明センターの開庁日明けの開庁日の 1 名増員分の勤務時間を 712 時間と想定。合計で 8,328 時間となります。 なお、届出申請チームの繁忙期における 2 名の増員分の勤務日については、実際の繁忙の状況に応じて契約業者と調整させていただきます。
2	見積単価の提示方法は実施要領に示されていますが、こちらで提示する単価と実際の派遣契約単価は異なるという認識で間違いないでしょうか。また、その場合、契約単価についてはどのように決定するお考えでしょうか。	見積書でご提示頂く単価が派遣契約単価となります。

## 中央区役所窓口サービス課業務人材派遣プロポーザルに係る質問への回答

令和3年7月1日  
新潟市中央区役所  
窓口サービス課

以下のとおり回答します。

	質 疑 事 項	回 答
1	通常日、繁忙期の例に人数と時間数の記載がございますが、人数は例の人数にした方がよろしいでしょうか？人数の配置を多く配置してもよろしいでしょうか？	1日あたりの実労働時間の延べ時間が仕様書の通りであれば例と異なった人数の配置で構いません。 仕様書の別紙「時間帯別繁忙、休憩時間の状況」を参考に効率的なシフト体制にしてください。
2	繁忙期の派遣労働者は、通常日より勤務している者であることと記載ございますが、通常日に固定の人員で配置をすると繁忙期に入る前に研修等を実施し、繁忙期に配置する形となると思いますが、そのような形でもよろしいのでしょうか？	繁忙期には来庁者数が著しく増加し、効率的な窓口対応が求められます。また、業務の習得には数か月程度時間を要します。 そのため、仕様書に記載のある通り繁忙期の派遣労働者は、通常期より勤務している者で、繁忙期時点では既に業務スキルを習得している者を派遣してください。
3	同種業務実績は、過去何年以内での実績等での提出はありますでしょうか？	「(様式6) 同種業務実績報告書」に記載のあるとおり、過去5年間の同種業務実績のうち、官公庁を中心に3件を選定して記入してください。